

応接議事要旨

1. 団体名 カジノに反対する団体懇談会

2. 応接日時 令和7年9月12日（金）午後2時から午後4時まで

3. 応接場所 大阪市役所地下1階第1共通会議室
（大阪市北区中之島1丁目3番20号）

4. 参加者

（団体側） 9人

（府市側）	万博推進局	4人	大阪都市計画局	1人
	大阪府教育庁	1人	大阪府健康医療部	2人
	大阪府危機管理室	2人	大阪府府民文化部	1人
	大阪市危機管理室	1人	大阪市建設局	1人
	大阪市都市交通局	1人		

5. 議事要旨

（1）児童・生徒の万博への遠足事業について（項目番号1（1））

<団体要望概要>

- ・「夏休み特別招待」については、校外学習、つまり学校の行事という位置づけなのか。
- ・校外学習であれば、校外における学校行事等の実施基準に基づいているのか。
- ・校外学習であれば、教育のプロである教員が引率する。委託事業者の東武トップツアーズのスタッフや学生アルバイトがその代替になるのか。
- ・ツアーには安全配慮義務があると思うが、真夏の催行でそれが果たせるのか。結果的に事故がなかったというだけではないか。
- ・校外学習であれば、校長等、引率の責任者が必要。委託事業者の東武トップツアーズのスタッフや学生アルバイトでは責任者になれないのでは。
- ・校外学習であれば、養護教諭が必要。養護教諭がいなくて実施できるものなのか。
- ・学校行事ではないことを強調しているが、参加した子どもたちはそれぞれ学校に在籍しており、安全配慮義務は全く変わらない。そのため、教育の専門職ではない旅行代理店のスタッフが責任を持つことは不適當である。また、学校現場では暑さ指数が31以上になればグラウンドには出ず校舎内で活動するようにしているのに、この特別招待は非常に暑い日に実施していたということから

も、安全配慮義務についてあまり考えていなかったと認識した。(意見のみ)

- ・「児童・生徒招待事業」を行うにあたって、現場の教員の意見はしっかり聞いたのか。
- ・貝塚市の保護者から、会場が危険なので行かせないという声や、学校行事だから仕方なく行かせるけれども本当は行かせたくない等の声を聞いている。大阪市の学校では、行きたくないと表明した子どもに対して、代替授業を実施することもあるようだ。このようなケースがあることは把握しているか。
- ・把握しているのであれば、どのように把握したのか。調査等したのか。また、大阪府教育庁として指導等は行ったのか。
- ・大阪市の学校では、代替授業をしてほしい旨の申し出があった場合にのみ行うと聞いている。代替授業を行うかどうかの判断はどこが行うのか。
- ・「児童・生徒招待事業」を委託事業者が担うというのはどのように決めたのか。
- ・「児童・生徒招待事業」をなぜ行ったのか。どのような教育的効果があるのか、改めて教えてもらいたい。

<大阪府 教育庁説明概要>

- ・校外学習ではない。
- ・学校行事ではないので、そのような実施基準に基づいているものではない。
- ・安全に引率できるよう、十分な引率者の人数を用意して実施した。具体的校外学習であれば1人の教員あたり平均11人の子どもを引率しているが「夏休み特別招待」では1人あたり5人以内の引率となるよう引率者の配置を行ったところ。
- ・十分な引率者の人数を用意するとともに、参加者全員にスポーツドリンクや塩分タブレット、冷感タオル、瞬間冷却材等をセットにして配付する等、安全に配慮して実施した。また、万が一の場合に備え、補償の対象に熱中症が含まれる団体旅行保険への加入も行った。
- ・「夏休み特別招待」の責任者については、委託事業者任せではなく、府の職員である私及び私の上席が行った。どちらかが毎日万博会場に入り、委託事業者の責任者とやり取りしながら安全・安心にツアーが催行されるよう努めた。
- ・養護教諭の代替として、「夏休み特別招待」専任の看護師を1人会場内に常駐させた。
- ・「児童・生徒招待事業」については、市町村教育委員会や校長会、団体等からの意見も踏まえて課題を解決しながら進めてきたところ。
- ・保護者が行かせたくない等のケースがあることは把握している。
- ・市町村教育委員会等から聞いて把握したもの。
- ・代替授業等については学校の判断。
- ・一般競争入札で東武トップツアーズが落札したもの。
- ・「児童・生徒招待事業」は次世代を担う大阪の子どもたちに、万博において、最先端の技術やサービス等に触れる体験を通じて、将来に向けた夢と希望を感じ取ってもらうために実施している。実際に来場した子どもからは、「ブースにいる人にがんばって英語で話しかけてみた。ドキドキしたけど、答えてくれて

うれしかった。」という声を聞いている。このような体験や感動は、児童には夢を描く契機に、生徒にはなりたい職業等の具体的なキャリアを考える契機になり得るものであり、非常に教育的意義が高い。また、何よりそのような体験や感動を、クラスメイトと共有できるという点で本当に貴重なものであったと考えている。

(2) 万博会場におけるメタンガス濃度の測定について（項目番号2（1））

＜団体要望概要＞

- ・ガス濃度の測定については、会期中会場全域で継続的に行うとのことであるが、毎日行われているのか。また、大阪府・大阪市は計測値について協会から報告を受けているのか。
- ・協会はお天気情報のように、毎日わかりやすく公表すると言っていたが、そのようなホームページはあるのか。

＜大阪府・大阪市 万博推進局説明概要＞

- ・協会からは、毎日測定を行っていると言っている。具体的な計測値の報告を受ける立場になく、報告は受けていない。なお、協会は、毎月、メタンガス検知状況についてホームページで公表しており、大阪府・大阪市も、これにより基準値を超えていないことを確認している。
- ・協会において、毎日、ガス濃度の測定値をもとに安全な状況であることを確認したうえで、ホームページで、気象情報や熱中症関係の情報（暑さ指数）と併せて、ガスの安全確認状況を掲載している。一般の方にも分かりやすいよう、数値ではなく、安全にご来場いただける状況であることを示すこととしている。

(3) 会場内及び周辺的安全確保の徹底を行うことについて（項目番号2（3））

＜団体要望概要＞

- ・今回の万博での医療救護体制は過去の愛知万博と同等と言っているが、愛知万博の想定来場者数は1,500万人であり、万博の想定来場者数が2,800万人であることを踏まえると自慢できる体制ではないと考える。
- ・また、5月から6月中旬までの会場内からの救急搬送件数は1日あたり5件となっており、夏場の搬送がどのような状況であったか承知していないが、相当な状況であったのではと危惧している。また、直近ではない消防署の救急隊により搬送されているとも聞いている。
- ・会場内には、救急専門医が常駐しているのか、傷病者のトリアージは誰が行うのか、会場スタッフへの救急講習の実施状況はどうかお伺いしたい。
- ・報道では、20分で医療救護施設を退所しなければならない、いわゆる20分ルールがあると記事になっていたがどうか。

＜大阪府 健康医療部説明概要＞

- ・会場内の医療救護体制としては、医師・看護師が常駐する診療所3か所と、看護師が常駐する応急手当所5か所を設置している。また、それらの医療救護施設を統括するため危機管理センター内に統括医療責任者が配置されており、全体のマネジメントを行っている。
- ・これまでの場外搬送件数については1日あたり平均すると数件程度となっており、最も心配された夏場についても同様の状況であった。会場内の8つの医療救護施設で多くの傷病者にご対応いただいている結果であると考えている。当然、救急搬送が発生するタイミングや大阪市内の救急搬送状況によって、市内の別の救急隊が対応するケースも想定されるところ。
- ・会場内には救急専門医が常駐している。また、傷病者のトリアージについては医療救護施設に医師がおり、危機管理センターの統括医療責任者の指示の下実施可能な体制である。救急講習についてもスタッフに対して実施されていると聞いている。
- ・20分ルールについて、医療救護施設のキャパシティや当該傷病者の状況を踏まえ、次の受入のために退所を促すことはあると思われる。

(4) 災害時の具体的避難計画について(項目番号 2 (4))

＜団体要望概要＞

- ・7月末にカムチャツカ半島付近で発生した地震による津波発生時の対応について認識を確認したい。

＜大阪府・大阪市 万博推進局説明概要＞

- ・7月30日朝にカムチャツカ半島を震源とする地震があり、大阪府に津波注意報が発令された際の協会の対応について、会場内でのアナウンスが津波到達時刻よりも後になったことは大阪府・大阪市としても問題があったと認識している。協会も同様の認識であり、今後の対応において改善を図るとしている。

(5) 下水処理について(項目番号2 (6))

＜団体要望概要＞

- ・夢洲には下水処理場が無いため浄化槽に貯めて処理すると聞いた。毎日約10数万人が使用する大量の汚水を処理できるとは考えられない。直ちに改善すること。
- ・万博会場内ではトイレの使用制限をしていると聞いた
- ・整備した下水管の勾配は確保できているか。
- ・万博会場内で詰まったと聞いた。

＜大阪市 建設局説明概要＞

- ・夢洲地区で発生する計画汚水量を1日あたり最大19,000m³と想定しており、万博では1日最大22万9千人で、最大汚水量11,000m³程度と協会

に確認しているので、下水処理に問題はないと考えている。

- トイレが一部使用されていなくても、会場での使用水量に変わりはないと考えている。
- 整備した下水管の勾配は確保できており下水処理に問題はない。
- 会場内の詳細は把握していない。

(6) 万博関連費用の公表について（項目番号3（1））

＜団体要望概要＞

- 来場者数は昨日で 1,850 万人ということで、運営費も黒字に向かっているように聞くと、運営費の範疇で黒字・赤字という評価だけではなく、建設費等も含めた全体の大きな費用として見ていく必要がある。
- 協会や万博推進局は会期後すぐの解散ということにはならないと思うが、いつまで存続するのか。協会は決算状況をいつ頃公開するのか。
- 協会には社団法人としての義務はあるが、法人の決算書の開示に関して最後まで責任を持つのは、万博推進局か、それとも経済産業省か。

＜大阪府・大阪市 万博推進局説明概要＞

- 赤字・黒字ということについては、会期も1か月ほど残っており、協会から正式な発表は受けていない。なお、余剰金が発生した場合の扱いについては、協会をはじめ国、経済界、大阪府・大阪市内で協議をしていくことになることを認識しているが、まだ数字も見えていないため、時期も含め情報はない。
- 協会の解散時期に関して、万博の会期後、協会は施設の撤去や原状回復を行い、土地の返還を行う必要があり、1年、2年といった相当な期間を要するため、それらを終え決算が確定、清算完了するまで協会は存続する予定。大阪府・大阪市内においても、協会が残存する間、協会の理事団体としての業務は存続することとなる。
- 万博の実施体制として、開催主体は国であり、協会を実施主体として認定しているため、決算の公表等協会を管理監督する責任という意味では、経済産業省となる。一方、大阪府・大阪市内においては、開催地の自治体として、インフラ整備や機運醸成等の役割を担っており、協会を所管する立場ではないが、応分の費用負担をしているため、決算の確定まで責任をもって関わっていくことに変わりはない。

(7) 万博記念基金の取崩しについて（項目番号3（3））

＜団体要望概要＞

- 21世紀協会保有の万博記念基金について、基金を取崩したのちの寄附金95億円はどのようにどこに配分されるのか。
- 変更後の定款を確認していないので分からないが、会場建設費の経済界負担分に充てるのはおかしいのではないかと。なぜ、会場建設費のうち大阪府・大阪市の負担額の一部に充てないのか。

- ・寄附金は大阪府の予算になるのか。また、95 億全額が協会に入るのではないか。
- ・会場建設費の経済界負担分に21世紀協会からの寄附金が充てられることはおかしいと考える。（意見のみ）

＜大阪府・大阪市 万博推進局及び大阪府 府民文化部説明概要＞

- ・万博記念基金については、2年前の11月ごろに会場建設費が増額したことに伴い、経済界負担分について寄附の他に資金調達方法を検討したいとの意向があり、検討協議の結果、基金を取り崩すこととなった。万博記念基金の取崩しにあたっては、今回の万博が70年万博の理念を引き継ぐものであるため、21世紀協会の定款の変更がなされ、今回の取崩し目的に合致している。寄附金の配分については、経済界がまだ寄附を集めている段階であり、金額が定まっていないことから、寄附額の不足分を充てるということしか現時点ではお答えできない。
- ・21世紀協会のHPに変更後の定款も掲載しているので、変更後の定款はそちらを参照いただきたい。基金取崩しについても定款の中に規定している。経済界分の負担に対して、基金取崩し額をあてがうことについては協議の中で決まったことである。
- ・寄附金の一部は協会に寄附され、残りは大阪府（府民文化部）に寄附される。

（8）万博跡地の開発施策について再検討を行うことについて（項目番号4（1））

＜団体要望概要＞

- ・パブリックコメントの結果公表はいつされるのか。
- ・大屋根リングを残置し周辺を公園として管理する場合どのように決めるのか。
- ・サーキットの白紙撤回についてどう取り扱うのか。
- ・大屋根リングの活用に関する検討会は法的な機関なのか。

＜大阪府・大阪市 大阪都市計画局説明概要＞

- ・現在、大阪府・大阪市の考え方を整理しているところであり、今後速やかに公表していく。
- ・大屋根リングの活用については現在も検討中であり、公園として決まったものではない。
- ・サーキットは優秀提案としてマスタープラン策定の参考としたもの。開発事業者は今後募集することとなる。
- ・大屋根リングの活用に関する検討会は、国、大阪府・大阪市、経済界及び協会の関係者で設置した会議であり、法的な機関ではない。

（9）地下鉄中央線夢洲延伸区間の線路使用料の支払いについて（項目番号5（5））

＜団体要望概要＞

- ・万博終了後、中央線の運行本数が減るが、それに伴い、Osaka Metro が（線路を所有している）株式会社大阪港トランスポートシステムに支払う線路使用料

は減るのか。

＜大阪市 都市交通局説明概要＞

- 第1種鉄道事業者である株式会社大阪港トランスポートシステムに対して、第2種鉄道事業者である Osaka Metro が線路使用料を支払っている。2者間において、線路使用料の金額は一定期間支払うルールが決まっており、運行本数によって増減することはないと Osaka Metro から聞いている。

以上